

市民活動支援事業の概要

I 市民活動支援事業

◆事業の目的

市民・企業・行政が良好なパートナーシップを保てる協働システムを構築し、より多くの市民の市民活動への参加促進を図る。

1 市民協働推進審議会【平成26年～】

(1) 事業の目的

富士市市民協働推進条例に規定された機関（市民協働推進審議会）を運営することによって、本市における市民協働の推進を図る。

(2) 事業の概要

① 役割

ア 市民協働の推進に係る基本方針に関する事項、市民協働の推進に係る補助金に関する事項、市民協働事業の提案の評価に関する事項、その他市民協働の推進に関する重要事項について、市長等の執行機関の諮問に応じ、審議し、答申する。

イ 上記の事柄について、諮問がなくても、調査・審議し、市長等の執行機関に対して意見を述べることもできる。

② 任期

・ 2年

③ 構成員：11名

ア 知識経験者 (4名)

イ 市民活動団体の代表者等 (2名)

ウ 公募市民 (3名)

エ その他市長が適当と認めるもの (2名)

④ 開催方法

全体会：3回

専門部会：5回（審査）

・ 市民協働事業等審査専門部会（4人）

2 市民活動支援補助金【平成18年～】

(1) 事業の概要

① 交付の目的

市民活動団体の自主的・自発的な活動を支援することにより、市民活動の活性化を図る。

② 交付の対象事業

市民生活が向上することが見込まれ、公益上必要性が認められる事業であること。

(政治活動、宗教活動、営利を目的とした活動は対象になりません。)

③ 応募資格

市内に在住、在勤、在学する人が5人以上集まり、活動拠点の事務所が市内にある団体であること。

④ 補助金額

対象事業費の1/2以内で、交付の上限額は50万円

⑤ 審査方法

プレゼンテーション及び審査委員・市関係課によるヒアリングを経て審査会を開催(審査は市民協働事業等審査専門部会及び市民協働推進審議会)

<令和2年度の審査結果>

申込2件 採択2件

団体名	事業名	補助予定額
富士市レクリエーション協会	元気！挑戦！いきいき生涯スポーツ	令和3年度 11万円
		令和4年度 11万円
		令和5年度 11万円
ベルソーデシャトンス	飼い主のいない子猫の保護、譲渡会を通じた動物愛護の啓発事業	令和3年度 15万円
		令和4年度 15万円
		令和5年度 15万円

3 市民協働事業提案制度【平成26年～】

(1) 事業の目的

市内に存在する様々な問題や課題に対して、市民活動団体の特性を活かしながら解決するような企画を広く募集し、選考された事業について市民活動団体と市が実施にあたっての基本的な役割分担などを明らかにした協定書を締結して事業を実施する。

行政と市民が協働して事業を行いながら、公共課題などを解決していくことによって、市民協働の定着を図る。

(2) 事業の概要

①協働事業の提案の募集

②審査

プレゼンテーション及び審査委員・市関係課によるヒアリングを経て審査会を開催（審査は市民協働事業等審査専門部会及び市民協働推進審議会）

③市民活動団体と富士市との間で最長3年の協定書を締結

④行政との役割分担の上、事業実施

⑤協定期間終了後の事業の方向性を検討

<令和2年度の審査結果>

提案事業2件 採択2件

団体名	事業名	予算額
一般社団法人ま ちの遊民社	人と動物（犬猫）の共生社会実現の ための市民参画促進事業	令和3年度 40万円
富士市国際教育 ネットワーク	スイス・ラトビア ホストタウン市 民交流推進事業	令和3年度 9万9千円

※提案方法には市が提示する課題に解決のための事業をご提案いただく行政提案型と、課題と解決のための事業案をあわせてご提案いただく市民提案型があります。令和2年度は市民提案型のみでした。

4 市民協働スタートアップ補助金【平成29年～】

(1) 事業の概要

①交付の目的

公益的な事業を行う市民活動団体の育成及び自立の促進を図ると同時に補助金の申請、事業実施、交付までの流れを迅速化し、富士市における市民協働の更なる推進を目指す。

②制度の特徴

ア 事業初年度は対象経費の最大10分の10を補助

イ 申請をした年度内に補助金を交付

ウ 一年を通して申請を受け付け

③対象団体

- ・補助金申請事業の申請時点において設立から3年未満であること
- ・活動拠点及び活動場所が市内にあること
- ・本市に在住、在勤又は在学する者を5人以上含み、5人以上で構成されていること
- ・宗教・政治・営利を目的とする団体ではないこと
- ・定款や会則等を有すること
- ・責任者を置き、団体として独立した会計を行っていること
- ・過去及び現在に、本補助金又は本市からのその他の同一趣旨の補助金を受けていないこと

④対象事業

対象団体が主に富士市で行う公益的な事業

⑤補助金額

1年目：10万円以内(補助率：10分の10)

2年目：10万円以内(補助率：2分の1)

⑥審査方法

市民協働課において選定基準に基づき審査

<令和2年度の申請結果>

申請1件

団体名	事業名	交付確定額
富士市ラジオ体操連盟	富士市民ラジオ体操普及事業	10万円

5 市民活動総合補償制度【平成21年～】

(1) 事業の目的

市民団体等が無報酬で主体的に行う公益的な活動中、及び市が実施する事業又は活動のうち市民が無報酬で参加する市民活動に類する活動中に発生した事故による傷害及び損害賠償を補償し、安心して活動できる環境を提供することによって市民活動を促進し、市民協働の推進を図る。

(2) 事業の概要

①対象活動

富士市内において継続的・計画的に無報酬で行われる公益性のある活動。(地域社会活動・社会奉仕活動等)

②対象者

市民活動団体等が行う活動において、指導的立場にある人又は市民活動の実践に責任を負う人。市民活動に従事する人。

③保険内容

ア 傷害保険

活動中に発生した偶然の事故で活動者が死亡又は負傷した場合に保険金が支払われるもの。

- ・補償額：死亡300万円、後遺傷害最高300万円、
入院1日3千円、通院1日2千円

イ 賠償責任保険

活動中に活動者等の過失等により活動者又は第三者の生命・身体・財物損害を与え、賠償責任を負った場合に保険金が支払われるもの。

- ・補償額：身体賠償1名最高1億円、1事故5億円、
財物賠償1事故1千万円、保管物賠償1事故500万円

④運営方法

市が保険料を全額負担し、損害保険会社と契約する。活動者、団体による加入手続きは不要。

Ⅱ 富士市民活動センター運営事業

◆事業の目的

市民活動拠点として、富士市民活動センターを運営することにより、市民活動を促進し、市民協働型まちづくりの一層の推進を図る。

<市民活動センター経緯>

平成17年10月 富士市民活動センター開設

指定管理者：NPO法人コミュニティシンクタンクふじ・富士コミュニティエフエム放送株式会社

平成20年10月1日

指定管理者 特定非営利活動法人東海道・吉原宿

(平成20年10月1日～平成25年3月31日まで)

平成25年4月1日

指定管理者 特定非営利活動法人東海道・吉原宿【2回目】

(平成25年4月1日～平成30年3月31日まで)

平成30年4月1日

指定管理者 特定非営利活動法人東海道・吉原宿【3回目】

(平成30年4月1日～令和5年3月31日まで)

(1) 事業の目的

市民公益活動のための打ち合わせや作業の場を提供するとともに、情報収集や情報発信、他団体との交流を促すなど、市民公益活動の拠点として、市民公益活動を支援する。

(2) 事業の概要

①交流促進機能

市民活動を行う者の交流場所の提供

②活動支援

事務的活動の場の提供、相談支援の実施

③情報収集・情報発信支援

市民活動に関する情報収集、情報発信の場の提供